

一般社団法人  
大阪ビルディング協会定款

(最終変更 平成24年5月17日)

一般社団法人大阪ビルディング協会

# 一般社団法人大阪ビルディング協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人大阪ビルディング協会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、ビルの経営管理等に関する総合的な調査研究及び普及啓発並びに会員相互の情報交流等の諸活動を行い、もって大阪における適正なビルディングの建設、管理の改善、健全な都市環境の整備及びビル需要者への快適な居住環境提供に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 都市環境の整備に資するため土地利用計画に基づく適正なビルディングの建設についての調査及び研究
  - (2) ビルディングより排出される有害物資及び廃棄物の合理的処理についての調査及び研究
  - (3) ビルディングにおける快適な居住条件についての調査及び研究
  - (4) ビルディングの建設及び管理に関し、官公庁、その他関係機関との連絡及び協力
  - (5) ビルディング業の向上、発展を図るため、その建設・管理・経営についての調査及び研究
  - (6) ビルディング業経営指導のため、講演会・講習会及び見学会等の開催並びに出版物の刊行
  - (7) 建築物環境衛生管理技術者に対する研修
  - (8) ビルディング業従業員の教育・訓練及び指導
  - (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、大阪府の区域において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、大阪府内にあるビルディングを所有又は管理する法人とする。
- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同して入会した本会の事業に関連のある法人又は個人とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、2人以上の会員の推薦を得、理事会の定めるところにより入会の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担及び義務)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員となった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 正会員は本会の諸事業に協力し、業務遂行上の調査に応じ、情報を提供するものとする。
- 3 賛助会員は、入会後は毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡若しくは解散したとき又は、破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始若しくは特別清算手続の開始その他の倒産手続の申立てがあったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他本会に抛出された金品は、理由の如何を問わず之を返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。  
2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。  
(1) 定款の変更  
(2) 理事及び監事の選任又は解任  
(3) 会費の額の決定及び変更  
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。  
2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれを代行する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。  
(1) 定款の変更  
(2) 監事の解任  
(3) 会員の除名  
(4) 解散  
(5) その他法令で定められた事項  
3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ 通知のあった事項について書面をもって議決し又は代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。  
(1) 理事 15名以上25名以内  
(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、2名以上3名以内を副会長、4名以上8名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、正会員、学識経験者又はビルディング業に関し知識を有する者のうちから、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
  - 3 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
  - 4 常任理事は総会及び理事会の決定に基づき、所定の業務を執行する。
  - 5 会長及び副会長並びに常任理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるができる。

#### (役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
  - 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問)

- 第27条 本会は本会の目的達成のため、必要に応じ理事会の決議により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問の定員は5名以内とする。
- 3 顧問は会長の諮問に応え意見を述べる他、理事会の要請により本会の諸事業に協力する。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理 事 会

### (構 成)

- 第28条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権 限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長及び副会長並びに常任理事の選定及び解職
  - (4) 総会の決議を要しない会務の執行に関する事項
  - (5) 総会に付議すべき事項の決定

### (招 集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
  - 3 前項において副会長全員が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議 長)

- 第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、議長について準用する。

### (決 議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、理事（当該提案について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案につき異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議 事 録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書は総会において、その内容を報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第38条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第40条 本会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

(委員会)

- 第41条 本会に、業務に関する専門事項を審議するため委員会を置くことができる。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局及び職員)

- 第42条 本会に会務執行のため事務局を置く。
- 2 事務局には本会の事務を処理するため、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
  - 3 事務局長及び職員の任免は理事会の承認を得て会長が行う。
  - 4 事務局長及び職員は有給とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、佐藤博之とする。
- 4 本会の最初の業務執行理事は、高橋貞夫、高橋幸夫、向井利明、石東勇、宇佐見治彦、丹羽健二及び池田靖忠とする。
- 5 社団法人大阪ビルディング協会の会員であるものは、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 6 社団法人大阪ビルディング協会の諸規則等は、法令及びこの定款に違反しない限り、一般社団法人大阪ビルディング協会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

最終変更 平成24年5月17日 (平成25年4月1日認可)